

持込ニュース23 No.47

* 本紙は持込事業者の皆様にお届けしています *

令和4年7月20日発行
東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部管理課 >>23<<
Clean Authority of TOKYO

清掃工場や中防処理施設で不適切搬入が発生しています！

清掃工場及び中防処理施設（以下「一組施設」といいます。）では搬入物検査を実施していますが、受入基準に該当しない形状・寸法の廃棄物や産業廃棄物の搬入が増えています。



【金属くず】 グレーチング（格子蓋）



【廃プラスチック類】 食品トレイ



【廃プラスチック類】 自動車用タイヤ



【廃プラスチック類】 建材畳床（スタイロ畳）

清掃工場への受入基準の確認・遵守をお願いします

清掃一組では一組施設へ持込みが可能な廃棄物の受入基準を定めています。清掃一組の受入基準を満たさない不適正ごみは、処理施設停止の原因となる場合があります。受入基準の遵守をお願いします。受入基準は、以下のホームページでご確認ください。

〔掲載場所〕 清掃一組ホームページ→持込事業者様へ→事業系一般廃棄物の持込みについて

<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/mochikomi/mochikomi/oshirase/index.html>



不適正ごみの搬入を発見した場合は、搬入者に対して検査強化や是正指導を行っていますが、改善がみられない悪質な場合には、一組施設への搬入を制限することがあります。安全で安定的な稼働に向けた取組について、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【受入基準についての問合せ】

管理課 搬入指導係 ☎03-6238-0731

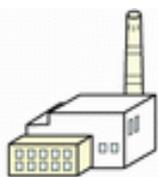
搬入車両ドライバーの皆さまへ

① ルールとマナーを守ってね。

各清掃工場では、周辺住民の方から様々なお問合せをいただきますが、その中で最近「ごみ収集車と接触しそうになった」「工場から出てくる際のごみ収集車のスピードが速く、怖い思いをした」などの苦情を受けています。

進入禁止路への進入、速度超過等、不適切な行動は、近隣住民や他事業者の方の迷惑になるだけでなく、人命に関わる事故に繋がる可能性があります。清掃工場の安全・安心を守るため、思いやりのある行動をお願いします。

また、清掃工場に入退場する際には、基本的に歩道をまたぐ必要がありますが、そこには必ず歩行者や自転車が通行していると考えて、左右の確認をしながら徐行してください。



- ・法定速度を守ってね！ ドライバーの皆さまの安全にも関わります。
- ・交通ルールとマナーを守って、思いやりのある運転をしてね！

くみちゃん

② 一声お掛けください。

清掃工場のプラットフォーム内で車両から降りることは、事故防止のため原則禁止となっています。しかし、ごみ排出後の荷箱の確認やゲートまわりの清掃をするため、やむを得ず車両から降りる際には、清掃工場職員に一声お掛けの上、他の車両に注意して安全に作業を行ってください。

なお、清掃工場敷地内にある設備に車両が接触したなどのトラブルがあった際は、清掃工場職員に一声お掛けいただきますようお願いいたします。

③ マスク着用をお願い。

清掃工場及び中防処理施設での受付の際は、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用にご理解とご協力をお願いいたします。

発行：東京二十三区清掃一部事務組合

施設管理部管理課 搬入承認・手数料係

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館 13階

TEL 03 (6238) 0730 FAX 03 (6238) 0740

印刷物登録

令和4年度 第31号